身体拘束等適正化のための指針

1. 身体拘束等適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、患者さんの生活の自由を制限することであり、患者さんの尊厳ある生活を阻むものです。当院では、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

身体拘束の定義

「衣類または綿入り帯等を使用して一時的に該当患者さんの身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう」　昭和63 年4 月8 日厚生省告示 第129 号における身体拘束の定義

（1）身体拘束等禁止の基準

医療サービス提供にあたって、患者さんの生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の患者さんの行動を制限する行為を禁止します。

（2）緊急・やむを得ない場合の例外三原則

患者さん個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

★向精神薬等使用上のルールについて

不眠時や不穏時の薬剤投与の指示については、事前に主治医と相談し状況に応じて対応します。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

（1）身体拘束の原則禁止

当院においては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止します。

身体的拘束その他入院患者さんの行動を制限する行為にあたるものとして、厚生労働省が「身体的拘束ゼロへの手引き」の中であげている行為を示します。

（身体拘束に該当する具体的な行為）

・徘徊しないように、車いすや椅子・ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
・転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。

・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
・車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、腰ベルト、車いすテーブルを付ける。
・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
・脱衣やオムツ外しを制限する為に、つなぎ服を着せる。
・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
・自分の意志で開けることのできない居室に隔離する。

（2）やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の患者さんの生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、医師をはじめ看護職員等を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除するように努力します。

（3）その他の日常ケアにおける基本方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

・患者さん主体の行動、尊厳ある生活に努めます。
・言葉や応対などで、患者さんの精神的な自由を妨げないよう努めます。
・患者さんの思いをくみとり、患者さんの意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
・患者さんの安全を確保する観点から、患者さんの身体的・精神的安楽を妨げるような行為を行いません。
・「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら患者さんに主体的な入院生活をしていただけるように努めます。

3. 施設内の組織に関する事項

（1）身体拘束最小化チームの設置

当院では、身体拘束が必要な状況となった場合、身体拘束最小化チームと一体的に運営を行います。

① 設置目的

・院内での身体拘束廃止に向けて現状把握及び改善についての検討をします。
・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討をします。
・身体拘束を実施した場合の解除の検討をします。
・身体拘束廃止に関する職員全体への指導をします。

※報告、改善の為の方策を定め周知徹底する目的は、身体拘束適正化について院内全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり職員の懲罰を目的としたものではありません。

４．身体拘束廃止、改善のための職員教育

・医療に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

①　毎年研修プログラムを作成し、年2回以上の職員教育を実施します。

②　新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修を実施します。

５．この指針の閲覧について

当院での身体拘束等適正化に関する指針は、院内にて閲覧できるように掲示すると共に、当院ホームページにも公表し、いつでも患者さん及び家族が自由に閲覧をできるようにします

2024 年８月 21 日

社会医療法人同心会古賀総合病院

院長